

様式第1号

県外法定講習受講承認申請書

年 月 日

福岡県知事殿

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第22条の2第2項又は第22条の3第2項の規定において準用する同法律第22条の2第2項の規定による講習について、福岡県外で開催される法定講習を受講したいので、承諾願います。

申請者	顔写真 6ヶ月以内 無帽・正面 無背景 縦3cm×横2.4cm	(フリガナ) 氏名	印	生年月日	年 月 日	
		住所	〒			
		電話番号	— —	登録番号	(福岡)第	号
		福岡県内の講習を受講できない理由				
講習受講予定団体	所在地				受講予定日	
	名称				年 月 日	

※ この申請書は2部提出すること。

(切り取らないこと。)

様式第2号

県外法定講習受講承認書

上記の者は、福岡県知事が、知事の指定した講習を宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第22条の2第2項又は第22条の3第2項の規定において準用する同法第22条の2第2項の規定による講習として受講を認めた者です。

年 月 日

福岡県知事

印

(切り取らないこと。)

様式第3号

県外法定講習受講証明書

上記は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第22条の2第2項又は第22条の3第2項の規定において準用する同法第22条の2第2項の規定による講習を修了したことを証します。

年 月 日

講習実施者

印

福岡県外において実施される法定講習の受講 及び宅地建物取引士証の交付手続きについて

福岡県知事の登録を受けた宅地建物取引士は、宅地建物取引士証の交付に当たって、県が指定する法定講習を実施する団体が実施する講習を受講していただく必要があります。

しかし、遠隔地に居住しており、本県で開催される法定講習を受講することが困難であるなど、やむを得ない事由があると認められる方については、他の都道府県において実施される法定講習を受講することができます。

1 認められる条件

県が指定する法定講習を実施する団体が実施する法定講習を受講できないと認められるやむを得ない理由があるとき。

2 受講の手続き

- ① 受講しようとする都道府県の法定講習実施団体に、福岡県登録の宅地建物取引士が受講可能かどうか確認してください。
- ② 県外法定講習受講承認申請書を福岡県建築都市部建築指導課に提出（郵送可）してください。

【必要書類】

- ・ 県外法定講習受講承認申請書 正副2部（どちらも押印が必要）
 - ・ 顔写真 2枚（縦3cm×横2.4cm、無帽・正面・無背景、6ヶ月以内、2枚とも申請書に貼ること）
 - ・ 返信用封筒（定形、返信先・氏名を記入の上、切手を貼ること。）
- ※ 宅地建物取引士資格登録簿に記載されている内容（氏名、住所、本籍地、従業先）に変更がある場合は、宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書及び添付書類を提出ください。

- ③ 県外法定講習受講承認申請書到着後、手続きを行い、承認後、県外法定講習受講承認書（1部）を送付します。到着後、県外法定講習承認書を送付するまで2週間程度かかります。
- ④ 県外法定講習受講承認書を添付して、受講しようとする講習実施団体に申込みをしてください。
- ⑤ 法定講習受講後、講習実施者に県外法定講習受講証明書に証明（記名・押印）してもらってください。
- ⑥ 宅地建物取引士証交付申請書等を、公益社団法人福岡県宅地建物取引業協会に提出（郵送の場合は現金書留）してください。

【必要書類】

- ・ 宅地建物取引士証交付申請書
 - ・ 県外法定講習受講証明書
 - ・ 顔写真 2枚（縦3cm×横2.4cm、無帽・正面・無背景、6ヶ月以内、1枚は宅地建物取引士証交付申請書に貼付し、1枚は宅地建物取引士証用として裏面に氏名を記入しそのまま提出すること。）
 - ・ 交付申請手数料4,500円（現金又は福岡県領収証紙）
 - ・ 従前の宅地建物取引士（主任者）証（持っている方のみですが、紛失の方は再交付書類記入）
 - ・ 返信用封筒（定形、返信先・氏名を記入の上簡易書留用404円切手を貼ること。）
- ※ 受講後、県外法定講習受講証明書の証明日から30日以内に宅地建物取引士証交付申請の手続きを行ってください。
- ※ 宅地建物取引士証の交付は、交付申請受付後14日間程で郵送します。

【県外法定講習受講承認申請書提出先】

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7-7
福岡県庁建築指導課宅建業係（TEL092-643-3718）

【宅地建物取引士証交付申請書提出先】

〒812-0054 福岡県福岡市東区馬出1-13-10
公益社団法人福岡県宅地建物取引業協会（TEL092-631-2323）